

当日配布資料

■ ~~差し替え資料~~

- ~~(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画(素案) (資料1)のうち、~~
~~※ 7ページ~~
~~※ 22ページ~~

■ 追加資料

- (2) 事業計画素案 20ページの表 最上段
- (3) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

事業計画素案 20ページの表 最上段

当日配布資料

資料1

<P20 関連>
補足説明

平成26年度第4回小樽市子ども・子育て会議

本表を基に記す

幼稚園 ← → 保育所
3~5歳
0歳、1・2歳の小計

	平成27年度						平成28年度						
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	
		幼稚園 希望	左記 以外					幼稚園 希望	左記 以外				
① 畳の見込み	810	350	790	710	220	490	800	340	770	700	220	480	
② 確保方策	*利用定員 → 250		*利用定員 792		668	195	473	250		792	668	195	473
特定教育・保 育施設	*認可定員 → 1,353		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
確認を受けな い幼稚園	-		-		-	-	1,353		-	-	-	-	-
特定地域型 保育事業	-		-		-	-	-		-	-	-	-	-
認可外保育 施設	-		70	30	5	25	-		70	30	5	25	
合計	1,603		862		698	200	498	1,603		862	698	200	498
過不足 (②-①)	443		72		-12	-20	8	463		92	-2	-20	18

認定こども園
2か所
幼稚園
1か所
幼稚園
11か所

① 810 + 350 = 1,160 ① 790 + 710 = 1,500
 ② 250 + 1,353 = 1,603 ② 862 + 698 = 1,560
 ② - ①
 1,603 - 1,160 = 443 ② - ①
 1,560 - 1,500 = 60

保育所 22か所
(認定こども園 2か所)

平成26年11月19日

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

1 国の利用者負担の基準について

新制度における利用者負担は、国の基準を上限として、市町村が定めることとなっています。国の基準は、施設・事業ごとではなく、支給認定の区分（1号～3号）ごとに示されています。

【利用者負担の国の考え方】

支給認定の区分		対象者	施設・事業	国の考え方
1号認定	—	満3歳以上 保育が不要	認定こども園（幼稚園部分）、 幼稚園	現行制度を基本 （就園奨励費を考慮）
2号認定	保育標準時間	満3歳以上 保育が必要	認定こども園（保育所部分）、 保育所	現行制度を基本 （保育料基準額表と同額）
	保育短時間			保育標準時間の98.3%
3号認定	保育標準時間	満3歳未満 保育が必要	認定こども園（保育所部分）、 保育所、地域型保育事業	現行制度を基本 （保育料基準額表と同額）
	保育短時間			保育標準時間の98.3%

※保育標準時間…11時間 保育短時間…8時間

【利用者負担の決定方法】

施設・事業	現行	新制度
認定こども園	施設が利用者負担額を定める。	国が定める基準を上限として、 市が利用者負担額を定める。 《市町村民税額ベース》
幼稚園		
地域型保育事業 （※）		
保育所	国が定める基準を上限として、市が利用者負担額を定める。 《所得税額ベース》	

（※）「地域型保育事業」は新制度において創設。

2 「1号認定」の利用者負担について

現行制度では、各園が独自で利用者負担を定めて徴収していますが、新制度に移行する園は、市が定める利用者負担を保護者から徴収することになります。

国の基準は、現行制度の入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立幼稚園／年額308,000円、月当たり25,700円）から、就園奨励費の補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定されています（下表参照）。

この国基準を上限として、市町村が利用者負担を設定する

【1号認定の国の考え方】

推定年収	階層区分 (市町村民税所得割額)	(A)	(B)		利用者負担 【端数処理】
		全国 平均保育料	就園奨励費	利用者負担 (A-B)	
—	①生活保護世帯	25,700	25,667	33	0
～270万円	②市町村民税非課税世帯		16,600	9,100	9,100
～360万円	③所得割額77,100円以下		9,600	16,100	16,100
～680万円	④所得割額211,200円以下		5,183	20,517	20,500
680万円～	⑤所得割額211,201円以上		0	25,700	25,700

【就園奨励費(B)の考え方】

就園奨励費の区分、金額 (第1子の場合)	年額	年額 ÷12
①生活保護世帯	308,000	25,667
②市町村民税非課税世帯	199,200	16,600
③所得割額77,100円以下	115,200	9,600
④所得割額211,200円以下	62,200	5,183
⑤所得割額211,201円以上	0	0

各階層の就園奨励費（年額）を月当りに換算し、全国平均保育料から引いている。

国の階層表と同じ5階層の区分
(所得割額も同額)

※16歳未満の子どもが2名いる場合の就園奨励費の区分を使用している

3 「2号認定」及び「3号認定」の利用者負担について

国が新制度で示した「保育標準時間（11時間）」の基準は、現行制度の「保育所の保育料」の基準と同様であるため、本市においても、所得税額から市町村民税額へ算定し直した階層表を作成することとなります。

一方で、新制度で新たに示された「保育短時間（8時間）」の基準は、国の基準では保育標準時間の98.3%と示されているため、本市においても国の基準に準拠することを検討しています。

また、国は「国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。」と示していることから、本市も同様に規定することを検討しています。（例えば、3号認定であれば、認定こども園／保育所／地域型保育事業、どの施設を利用しても、利用者負担に変わりはない。）

【現行制度】保育費負担金額表

※国の基準と市の基準(第1子の料金)

国の基準

市の基準

階層区分	保育費負担金月額(円)		階層区分	定義	保育費負担金月額(円)		
	3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳以上児	
第1階層 生活保護法による被保護世帯	0	0	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	
第2階層 市町村民税非課税世帯	0	0	B 1	A階層及びD1からD12までの階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	母子世帯等で前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
	9,000	6,000	B 2		B1階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	3,200	2,200
第3階層 市町村民税課税世帯	19,500 (母子世帯等: 18,500)	16,500 (母子世帯等: 15,500)	C 1		前年度分の市町村民税が均等割課税のみである世帯	11,200	8,400
			C 2		前年度分の市町村民税が所得割課税である世帯	14,500	11,800
第4階層 前年分の所得税の額が40,000円未満	30,000	27,000	D 1	A階層を除き、前年分の所得税、課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	6,200円未満	18,200	15,200
			D 2		6,200円以上 18,700円未満	23,500	20,000
			D 3		18,700円以上 40,000円未満	28,800	24,800
第5階層 前年分の所得税の額が40,000円以上103,000円未満	44,500	41,500	D 4		40,000円以上 60,000円未満	35,600	29,000
			D 5		60,000円以上 80,000円未満	39,500	30,900
			D 6		80,000円以上 103,000円未満	43,500	32,800
第6階層 前年分の所得税の額が103,000円以上413,000円未満	61,000	58,000	D 7		103,000円以上 164,900円未満	48,900	33,700
			D 8		164,900円以上 277,500円未満	54,100	34,600
			D 9		277,500円以上 413,000円未満	59,300	35,600
第7階層 前年分の所得税の額が413,000円以上734,000円未満	80,000	77,000	D 10		413,000円以上 527,500円未満	64,800	37,100
			D 11		527,500円以上 652,500円未満	70,300	38,700
			D 12		652,500円以上	75,800	40,300
第8階層 前年分の所得税の額が734,000円以上	104,000	101,000					

※前年分の所得税額は、父母の合算額により世帯単位で算定します。